

農業の戸別所得補償制度の法制化を求める意見書

農業の戸別所得補償制度は、農業者との対話の中から生まれた政策であり、恒常的に販売価格が生産費を下回っている米や麦などの作物を対象に、その差額分を農家に直接負担することで、再生産可能で安定した農業経営と生産力確保を目的としていました。この制度は民主党政権において予算措置として導入され、多くの農業者から高い評価を得ていました。

にもかかわらず、第2次安倍政権においては、「経営所得安定対策」の名の下に、制度の対象が認定農業者、集落営農等へと限定されるとともに、「米に対する所得補償交付金」については、平成30年産米から廃止されました。政府が進めているこのような急激な農政の変更は、現場を混乱させ、農家からは不安の声が上がるとともに、多面的機能の維持も危ぶまれます。

全ての販売農家を対象とする戸別所得補償制度を復活し、法律として恒久化させることは、農業経営に関する予測可能性も高め、合理的な営農へとつながります。また恒久制度化は多面的機能の発揮にも資するとともに、地域における雇用創出、地方経済の活性化、環境保全に貢献し、結果的に後継者の育成と食料自給率の向上にもつながるものと考えます。

よって、本議会は、全ての販売農家を対象とする個別所得補償制度を復活し、これを恒久的制度として法制化することも強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2019年3月15日

北海道豊富町議会
議長 河田 誠 一

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣